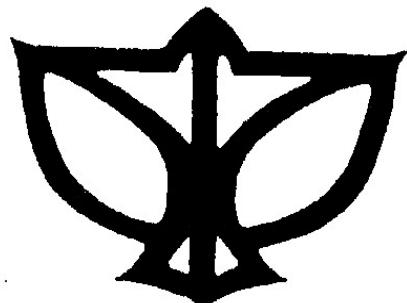


2022 年度  
いじめ防止基本方針



甲賀市立水口中学校

## 目 次

1.はじめに.....	- 2 -
2.いじめの定義 .....	- 2 -
3.いじめの禁止 .....	- 3 -
4.いじめ未然防止等のための組織 .....	- 3 -
5.学校全体としての取り組み.....	- 3 -
学校の基本姿勢.....	- 3 -
(1) いじめ未然防止のための取り組み.....	- 4 -
(2) いじめの早期発見 .....	- 4 -
(3) いじめへの対処.....	- 4 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 4 -
《家庭》 .....	- 5 -
《地域》 .....	- 5 -
(5) 関係機関との連携 .....	- 5 -
6.重大事態への対処 .....	- 5 -
(1) 重大事態の意味について .....	- 5 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 6 -
7.基本方針の見直し .....	- 6 -
8.いじめ未然防止等に向けての年間計画.....	- 7 -
本校のストップいじめアクションプラン .....	- 7 -

# 甲賀市立水口中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年（2014 年）4 月 1 日制定  
平成 26 年（2014 年）9 月 1 日改訂  
平成 27 年（2015 年）3 月 31 日改訂  
平成 28 年（2016 年）3 月 31 日改訂  
平成 29 年（2017 年）3 月 31 日改訂  
平成 30 年（2018 年）3 月 31 日改訂  
平成 31 年（2019 年）3 月 31 日改訂  
令和 3 年（2021 年）3 月 31 日改訂

## 1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成 25 年 9 月 28 日に施行された国の「いじめ防止対策推進法」、平成 26 年 4 月 1 日に施行された「甲賀市子どものいじめ防止条例」等に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校の「いじめ防止等に関する基本的な方針」（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取り組みは、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめ未然防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、全ての生徒が、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにしなければならない。

## 2.いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童生徒の感じる被害性による見極めが必要である。
- 6 けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる感受性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 3.いじめの禁止

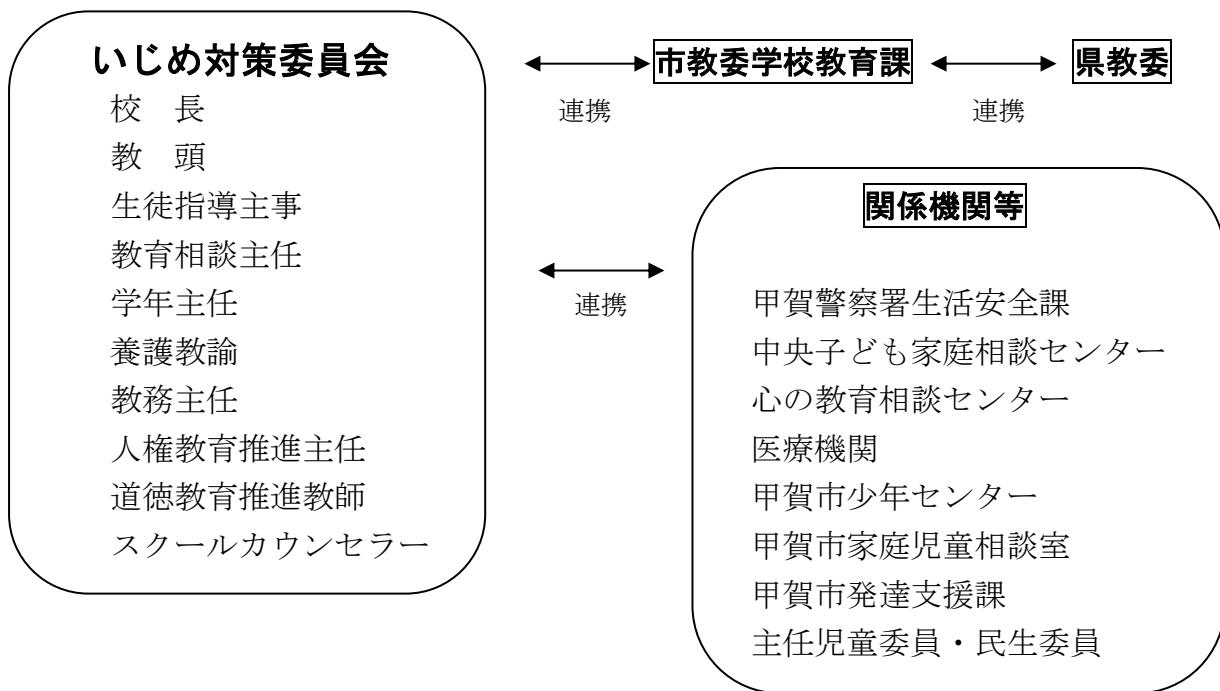
生徒は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

### 4.いじめ未然防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた生徒の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ未然防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

『いじめ未然防止体制組織図』



### 5.学校全体としての取り組み

#### 学校の基本姿勢

校内研修などによって、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取り組みをもとに、いじめの未然防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取り組み方法等を具現化し実践していく。

こうした取り組みを徹底しながら、全教職員で絶えず情報交換をし、共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、P D C Aサイクルを通して取り組みの充実を図っていく。

#### (1) いじめ未然防止のための取り組み

いじめの未然防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解するための取り組みを行う。そして規範意識と自尊感情を醸成し、互いを思いやる豊かな心を育てる取り組みを進めていく。

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 生徒があらゆる活動の中で、自尊感情が持てる取り組みを進める。
- ③ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④ 情報モラル教育を進め、パソコンやスマートフォン等を利用したいじめが重大な人権侵害であり、大きな危険性をはらむこと児童生徒・保護者に啓発する。

#### (2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、子どもの些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取り組みにあたる。

- ① いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査や日常的な教育相談を実施する。
- ② スクールカウンセラーの配置や電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して生徒を多方面から見守っていく。
- ④ パソコンやスマートフォン等を利用したいじめについては、関係機関と連携し、実態把握を行うとともに、迅速かつ的確に対処できる体制の整備をする。

#### (3) いじめへの対処

いじめの相談を受けたり、いじめの疑いがあることが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保して事情を聴き取り、さらにいじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師などの専門家との連携を図る。

いじめが解消している状態とは、いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続していること、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認できることの2つの要件が満たされている必要がある。「解消している」状態に至ったとしても、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく。

#### (4) 家庭及び地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### 《家庭》

学校と保護者とが一体となった取り組みを進めるために、校報や、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのSOSをキャッチしよう」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取り組みを実施する。また、家庭での子どもの様子を把握しながら、子どもたちが抱える問題に共通認識で対応できるよう取り組みを図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭におけるいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③ PTAの活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

### 《地域》

校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進め。特に、いじめについては様々な立場の学校評議員から意見をいただきながら取り組みを進め、必要に応じて協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取り組み等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。
- ② 地域へいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

## (5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談することとし、特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取り組みとの連携を図る。
- ② 生徒に対して学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

# 6. 重大事態への対処

## (1) 重大事態の意味について

重大事態とは、いじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などである。
- ②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に問わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

## (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、

- ・いつから（いつ頃から）か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

## 7. 基本方針の見直し

基本方針は必要に応じて見直し、より実効性のあるものとしていく。

## 8.いじめ防止等に向けての年間計画

月	教職員・生徒の取り組みや活動	P T A・地域の取り組みや活動
4 月	□いじめ対策委員会 □校内研修（いじめ防止学校基本方針について）	△人権推進委員会 △P T A委員総会
5 月	□校内研修（授業改善「わかる授業づくり」） □道徳の日（全校テーマ「仲間づくり」）	◇授業参観日 ◇部活動参観日 △P T A総会 △P T A人権研修会（人権研修部）
6 月	●生徒総会「ストップいじめ宣言」 ○啓発しおりの作成（ボランティア部） □カウンセリング週間、生活アンケート（全生徒）	◇啓発しおりの作成・配布（少年センター、水口地区少年補導委員会）
7 月	□全校人権学習 ◇防犯教室（全生徒） □いじめ対策委員会（アンケート分析と改善点）	◇民生児童委員懇談会 △授業参観日、学級懇談会 □学校評議員会
8 月	□校内研修（「授業改善」「アンケート分析結果、改善点、教育相談研修、基本方針の検討」）	
9 月	□全校人権学習 □カウンセリング週間、生活アンケート（全生徒）	△◇体育祭参観
10 月	□人権の日（全校一斉学習）	◇保護司との懇談会
11 月	□学校・家庭生活アンケート（生徒・保護者・教職員） □全校人権学習	△◇文化祭参観 ▲人権研修（親子ひびきあい活動）
12 月	□いじめ対策委員会（アンケート分析と改善点） □校内研修（授業改善）（分析結果と改善点） □第三者懇談会	
1 月	□全校人権学習	
2 月	□カウンセリング週間、生活アンケート（全生徒） □道徳の日（全校テーマ「自他の尊重」） □取り組み評価アンケート	
3 月	□校内研修（授業改善）（分析結果と改善点） □いじめ対策委員会（アンケート分析と改善点）	◇学校評議員会
年 間 を 通 し て	□登下校立番指導、自転車点検 □朝の健康観察 □校内パトロール □生徒指導部会（週1回） □教育相談部会（週1回） □インターネットを通じて行われるいじめ対策推進事業	○生徒会あいさつ運動 △通学参観指導

□：教職員の取り組みや活動 ○：生徒の取り組みや活動 △：P T Aの取り組みや活動 ◇：地域の取り組みや活動

# 本校のストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

## 目指す学校

いじめのない・差別のない

「居心地のよいさわやかな学校づくり」

### 子どものアクション

- 校内人権の日の活動の中で、  
**人権作文、人権標語**
- 生徒会活動の中で、  
**文化祭での創作劇発表**  
**ストップいじめ宣言（標語の設置 等）**
- 学級会や学年協議会で、  
**学級や学年の諸問題の話し合い活動**

### 家庭や地域と連携したアクション

- 人権やいじめ、子育て等に関する PTA 研修会を実施。
- 家庭・地域での「SOS 早期発見チェックリスト」の活用を呼びかける。

### 教職員のアクション

- 「いじめを絶対に許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践に努める。
- ライフノート、カウンセリング週間、QU 調査、全校生徒アンケートの実施により、いじめの早期発見に努める。
- 昼休みや業間休みに、学年廊下等で、見守り活動を行い未然防止・早期発見に努める。
- 道徳、人権学習などの場を活用して、いじめや差別のない社会をつくる学びを深める。
- 生徒指導部会、教育相談部会を毎週開催し、生徒の状況を交流し対応を協議する。

### 現状（課題）

- 生徒が人間関係力などのトラブルを自分たちで解決する力や、教職員と相談するなどの行動化する力がやや弱い。
- 地域ぐるみの取組にまで、発展していない。